

申込みから入居まで

申込みにあたっての注意

申込み
入居資格審査
住戸選定

※申込みと資格（1次）審査は同時に行います。合格すれば住戸選定をしていただきます。

入居資格
（第2次）審査

契約書類
（入居者調書等）
の送付

入居手続
（契約）
鍵渡し予定日の通知

鍵渡し
入居後の説明
入居

※申込み後、通常入居まで約2か月程度の期間がかかります。なお、年度末（1月下旬から3月まで）のお申込みにつきましては、補修工期の関係上、原則として5月から6月頃の入居予定となりますので、あらかじめご了承ください。

- 大阪市営住宅募集センター 募集担当にて
「所定の入居申込書」、「誓約書」、「大阪市営住宅入居申込に係る住所等届」を提出していただきます。その他申込み時に必要な書類について詳しくは12ページをご覧ください。
※大阪市内に居住している（住民登録をしている）方は、「住民票の写し」「住民税課税証明書」等もあわせて必要です。

申込書の記載内容等で情報連携を行います。
※申込書の記載内容等で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」または「住民税課税証明書」の提出が必要です。その他不足書類がある場合は、別途ご案内いたします。

- 大阪市都市整備局住宅部 市営住宅入居契約担当から
〔入居手続（契約）書類を送付〕

- 大阪市都市整備局住宅部 市営住宅入居契約担当にて
 1. 契約書類（市営住宅入居者調書等）
 2. 敷金（負担家賃の3か月分）
 3. その他本市が指定する書類

- 担当の住宅管理センターへ
入居手続（契約）の際にお渡しする入居承認通知書（鍵の引換書）をご持参ください。
※入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。

- (1) 申込方法、申込資格、入居収入基準等をよくご確認のうえ、お申し込みください。申込みは、1世帯1申込みに限ります。
- (2) 資格審査の結果、入居収入基準等が不適格であれば失格となります。
- (3) 家族を不自然に分割又は合併した申込みは認められません。（夫婦の別居など）ただし、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合がありますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- (4) 申込書の記載事項が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合は失格となります。
- (5) 付近の交通機関・一般道路・高速道路・工場等の住環境について十分ご検討、ご確認ください。
- (6) 昭和56年以前に建築された住宅は、旧耐震基準に基づき設計された建物です。現行の耐震基準を満たさない建物については、順次耐震改修工事を行っています。
- (7) 申込みされてから住宅の補修を行いますので、通常入居までには約2か月程度の期間がかかります。なお、年度末（1月下旬から3月まで）のお申込みにつきましては、補修工期の関係上、原則として5月から6月頃の入居予定となりますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 現在市営住宅に入居されている名義人が、新たに申込される場合の入居のあっせんは、現住宅の家賃の完納と返還等、現にお住まいの住宅の退去手続きを完了することを条件とします。
- (9) 何の連絡もなく、本市の指定する手続日にお越しにならないときは、入居を辞退されたものとして処理します。入居辞退をご希望のときは、必ずご連絡くださいますようお願いいたします。辞退後の復活はできませんので、あらかじめご承知おきください。
- (10) 一部の住宅においては内覧を実施しています。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- (11) 市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。
- (12) 申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合や市営住宅の未納家賃がある場合等は、入居できません。なお、入居後に暴力団員であることが判明した場もしくは入居後に暴力団員になったことが判明した場合、又は市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。
- (13) 申込みされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。
- (14) 持ち家の方は、原則として申し込むことができません。ただし、入居契約日までに申込者本人及び同居する者以外に持ち家を売却される予定等の場合は申し込むことができます。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- (15) 資格審査時に提出していただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (16) 入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。

申 込 資 格

次の各項目の全部に該当する方

②については、市営すまいりんぐ（子育て応援型）を申込みされる方は(1)を、市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅を申込みされる方は(2)を満たしている方

①独立の生計を営んでいること

②(1) 市営すまいりんぐ（子育て応援型）

次のア又はイに該当していること

ア．新婚世帯・婚約者

既婚者との構成で申込みされる場合は、婚姻届出から1年以内（婚姻届出が入居申込日の属する月の前年同月の1日以降）であること（内縁関係にある方は同居することとなった日から1年以内であること）

婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること

※夫婦（婚約者との構成で申込みされる場合は申込者本人と婚約者）のいずれも申込日現在40歳未満であることが必要です。

イ．子育て世帯

現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること
ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること

(2) 市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅

現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）又は大阪市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーがある方

婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること

ただし、**単身者の方**も申込み可能な住宅があります。

③入居しようとする家族全員の収入合計が7～10ページ記載の入居収入基準範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること

④現在、住宅を必要とされていること

⑤申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）又は大阪市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーが、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと

⑥申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）又は大阪市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーが、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと

⑦申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）又は大阪市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

※住宅一覧表には、随時募集対象の全住宅と駐車場の概要が掲載されています。（現在、空きのない場合もあります。）

単身者の方が申込み可能な住宅については、「随時募集（先着順受付）のご案内」をご覧ください。